

## 高麗書林海賊版・虚偽提訴(濫訴)にご注意を！

### 日韓の高麗書林による海賊版(無断複製、虚偽書誌情報付加)製作販売および関連トピックス

以下の訴訟リストは高麗書林・朴光洙が原告となった、あるいは反訴した裁判、および韓国にいる他者を原告にし、その名義を利用して実際には朴光洙が行なった「ダミー裁判」の訴訟一覧。

1. (高麗書林はレインボー通商 宮川 淳を、「約20年前から無断複製販売を繰り返している」との指摘は虚偽、「約40年間、海賊版を扱ったことはまったくない」「ならずものではない」などと提訴。  
一審判決: 国立国会図書館内規の資料利用規則違反(=無断複製)を「海賊版」とまでは言い過ぎ。ほかはすべて棄却。  
一審に対して高麗書林朴光洙は控訴: 東京高等裁判所 平成19年(ワ)第3723号、  
レインボー通商宮川は附帯控訴: 東京高等裁判所 平成19年(ワ)第5242号。判決は一審と変わらず。
2. 漢陽書院・金琳鎬の京都金星堂(金星天)への売掛代金請求裁判: 京都地方裁判所 平成19年(ワ)第1063号
3. 海賊版『日帝下戦時体制期政策史料叢書』事件((高麗書林はレインボー通商 宮川 淳が同叢書を海賊版と指摘したことに対して提訴): 東京地方裁判所 平成19年(ワ)第4777号 判決は海賊版。
4. 不二出版が、不二出版他の出版物を数点海賊版にしていることで高麗書林を提訴したことに対し、高麗書林は反訴。
5. 『北朝鮮の極秘文書』編集・解説 萩原遼が高麗書林を海賊版『北韓解放直後極秘資料』で提訴、高麗書林は萩原遼に反訴。
6. 韓国歴史学会出店出版社の約6割は海賊版を扱っていると聞いたというレインボー通商宮川 淳を、高麗書林は韓国の出版社3社の名義を用い、提訴。(3社のうち、2社はすぐに裁判打ち切り、1社は最初から裁判をやっておらず)

などの高麗書林海賊版裁判等、および高麗書林が行なったダミー裁判などで判明したもので、訴訟記録(準備書面)にもおおかた出ている。

これらの訴訟記録は事件担当裁判所にて5年後くらいに廃棄されているかもしれないが、判決は残っているかもしれない。

虚偽提訴常習犯・高麗書林の裁判ワークについては <http://www.rainbow-trading.co.jp/original119.html> にも出している。

以下は、海賊版制作販売を繰り返し、日本の知的財産権に甚大な被害を及ぼし、かつ、虚偽提訴、日本の裁判では珍しいダミー裁判(原告が裁判をしてなく、提訴もしていない)を繰り返して、日韓の学术界における歴史的犯罪事件となっている、高麗書林の日韓にまたがる海賊版問題のこれまでの簡単な経過と関連トピックスです。

韓国の実兄・朴龍勲が代表を務めた会社の名義、高麗図書貿易、高麗書林の名義のどちらを使用していたかは、それぞれの時点でレインボー通商宮川が把握していた方を記している。

「梯子高(はしごだか)」の高麗書林は東京水道橋の高麗書林、梯子高でない普通の「高」の高麗書林はソウルの高麗書林、もしくは、東京、ソウルの両方を一括して述べる場合に用いて記述するようにしている。

実情は必ずしもそうではない場合もあるかもしれないが、可能な限り、これらの違いに忠実に記述している。敬称はすべて略。

1973年3月16日 大韓出版文化協会に韓国・高麗図書貿易(代表・朴龍勲=東京・高麗書林 代表・朴光洙の実兄)は出版社登録 <http://> (レインボー通商宮川は高麗書林との係争中に、そのサイトを見つけ、証拠資料として提出したが、係争中に同サイトは削除される。)

1975年 尹泰林(元・慶南大学校総長)は印税の高麗書林朴光洙の対応に立腹

高麗書林から発行された翻訳本『韓国人-その意識構造-』原著者:尹泰林(元・慶南大学校総長)は日本語訳本が出ていることを知人から初めて知り、米国からの帰途、東京の高麗書林を訪問、印税を支払って欲しいと要求するも、朴光洙は「逆に日本で有名にしてやっている」など述べて印税を払わず、年長者である尹泰林を怒らせて帰らせ、当時の高麗書林従業員もびっくりする。

1976年4月号に『文化通信』高麗図書貿易・朴龍勲名義の記事が掲載

この記事には、(日本の)高麗書林(代表・朴光洙)は実兄で韓国にいる朴龍勲が代表の高麗図書貿易の東京支社として16年になるなどが記載されている。

記事は一見、朴龍勲が書いたかのように見えるがそうではなく、朴光洙からの寄稿と、この記事を実際に扱った大韓出版文化協会・元企画部長・李斗暎はレインボー通商宮川の裁判準備書面に証言を寄せてくれた。

### 1975年以降、高麗書林は徽文出版社に「著作権の一部しか支払ってない」との話が出る

韓国・徽文出版社の日韓辞典、韓日辞典の著作権を高麗書林朴光洙は買取る契約をし、高麗書林の自社出版物『詳解日韓辞典』『精解 韓日辞典』として発行していたが、1975年以降に、高麗書林は徽文出版社には著作権の一部しか支払っていないとの話が出る。

(ちなみに、徽文出版社名義で『精解 韓日辞典』編著者 金素雲、発行人・李明徽がある。この辞書は初版1967年1月、金素雲のはしがき、日付け1968年2月で現在、見ることができる。また、徽文『새 韓日辞典』編著 金素雲 徽文出版社も見ることができる。(←レインボー通商宮川が見たこの辞典には、たまたまか奥付なし。)

徽文出版社が高麗書林に著作権を輸出したのは1972年と、『現代韓国出版史』文藝出版社 2015年 で著者・李斗暎は述べている。

そのときまで日本では大学書林の『朝鮮語小辞典』(初版1960年9月)、『日朝小辞典』(初版1966年4月)、天理大学朝鮮学科研究室編『現代朝鮮語辞典』(初版1967年1月)発行者・天理大学出版部、発行所・養徳社しかなかった。徽文出版社はその後、廃業になっている。)

高麗書林版の新しい出版年度のものでは『精解 韓日辞典』は1992年版、同『詳解 日韓辞典』は1991年版が見受けられる。高麗書林から'70年代後半以降に発行されたものは著作権を支払ってはいないものではとみられる。

高麗書林版『日韓辞典』の奥付は1966年4月10日 初版発行(韓国)、1971年9月1日 11、および 31版発行(韓国)、『韓日辞典』の奥付は1968年4月15日 初版発行、1971年5月1日 11版発行(韓国)となっていて、その後の発行は、それぞれ(日本)となっている。

これらから初期は高麗書林が韓国で発行していたことになるが、実際は徽文出版社が発行していたのではないか？！

### 1985年か 大蔵省は高麗書林に抗議

大蔵省は裁判になり、東京高裁で復刻が認められなかった『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の複製物を高麗書林が販売していることについて高麗書林に抗議。

### 1986年頃か 申国柱(東国大学校)は高麗書林に抗議

2006年7月16日、申国柱(東国大学校・前総長)の自宅を韓国教会史文献研究院の沈漢輔とレインボー通商宮川は訪問。申国柱は10何年前にソウルの高麗書林、およびその翌年、日本に行った際、高麗書林に「なぜ、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』を販売しているのか」抗議したと述べる。

**1988年 緑蔭書房が高麗書林に韓国での印刷を頼むと、(韓国)高麗書林から海賊版が発行される**

緑蔭書房・南里知樹は『戦後アナキズム運動資料1～3』初版の印刷を韓国でと高麗書林に依頼すると、別途、(韓国)高麗書林から『同資料1-3』の無断複製本が発行される。

なお、2000年には韓国の先人文化社からも緑蔭書房『同資料1-3』の無断複製本が発行されている。

**1989年頃か、朴慶植(『在日朝鮮人史研究』編者)は韓国・高麗書林に行き、抗議**

『在日朝鮮人史研究』(編集/在日朝鮮人運動史研究会、発行/エバーグリーン社)第19号が発刊された頃、編者の朴慶植は研究を手伝ってくれていた熊谷明泰(関西大学)の紹介で一緒に高麗書林ソウル事務所に行き、無断複製販売を猛烈に抗議す。

**1989年頃 高麗図書貿易と高麗書林は取引を中止。その後、業務上の関係を持ったことは一切ないと陳述書に出てくる**

朴龍勲の高麗図書貿易と朴光洙の高麗書林は「1989年頃、お互い取引を中止して以降、取引などの業務上の関係を持ったことは一切ない」と高麗書林海賊版裁判で高麗書林は陳述書に何度も出してくる。

**1988年ソウル五輪以降に 訪米の韓国の出版社関係者の長は米国側から海賊版の件で抗議される**

韓国大統領が米国に韓国財界人と同行の際、米側は同団のなかにいた韓国出版関係者(大韓出版文化協会会長がいたか?)に米国の書籍が韓国で頻りに海賊版にされていることに厳重に抗議。以後、韓国での米国の本の海賊版は止まったという話がある。

**1990年代初め頃 緑蔭書房は自社出版物が高麗書林で販売されていることに抗議**

緑蔭書房・南里知樹は水道橋・高麗書林に行った際、なぜ、緑蔭書房が複製許可、販売許可してない『朝鮮史研究会論文集』(だったか)などを陳列し販売しているのかと抗議。

**1991or'92年 東京大学東洋文化研究所は高麗書林に抗議**

東京大学東洋文化研究所は同所発行のものが高麗書林海賊版にされていることで高麗書林に抗議。同大学教授会で高麗書林海賊版が問題提起される。

**1993年～1995年の間に 国立国会図書館憲政資料室は高麗書林に抗議**

国立国会図書館憲政資料室責任者だった伊藤一彦(宇都宮大学)は、高麗書林が無許可で『斉藤實文書』を出版販売していたことを知り、(水道橋)高麗書林に抗議。布袋敏博(早稲田大学)も「復刻許可を取得するように」と高麗書林に注意を促す。

(『斉藤實文書』の資料整理に早稲田大学は国立国会図書館に2千万円の資金援助をしていると聞く。)

**1995年頃 高麗書林・朴光洙は、兄の朴龍勲に梯子高・高麗書林のロゴマークは使わないように伝えたと陳述書に**

高麗書林・朴光洙は知人を通じて朴龍勲に梯子高・高麗書林のロゴマークを使わないように伝えたと裁判準備書面で述べるも、いろんな話がすぐ筒抜けになったりする韓国では、そんな話しは聞いたことがないと言われる。

**1995年 韓国の海外著作物も保護するように韓国国内著作権法が改正**

WTO(世界貿易機構)がスタートし、知的財産権協定(TRIPS)が発効されるとすぐに韓国では海外著作物も保護するように韓国国内著作権法が改正された。

**1998年版の(韓国)高麗書林図書目録に(水道橋)高麗書林発行図書が含まれている**

(韓国)高麗書林(住所:東大門区踏十里)の図書目録が現存する。その中には、1989年頃以降、一切取引がないはずの東京・高麗書林発行になる図書も含まれている。このことを普通にみれば、東京と韓国の高麗書林は一体と見るのが自然となる。

この目録からも大阪外国語大学朝鮮語研究室編『朝鮮語大辞典』角川書店、諸橋轍次著『大漢和辞典』大修館書店(全13巻もの)の海賊版も扱っていることが判明。さらに、中国・陝西師範大学編『古漢語虚詞用法詞典』も海賊版に仕立てていたか。

1999年11月30日付け、朴龍勲が製本会社から受け取りの高麗書林海賊版奥付が、他の高麗書林海賊版奥付表記と違うことが判明

韓国の製本会社から(韓国)高麗書林・朴龍勲本人に直接、納品した納品記録には、発行日が同じ高麗書林海賊版『斎藤實文書』2種類がある。

その奥付け住所は東大門区踏十里洞だが、他の同じ住所の高麗書林海賊版と違い、同住所 サムヨンビルのサムヨンがハングルではなく、漢字で(朴龍勲の龍が入った)三龍となっている。これは、朴龍勲が、朴光洙が作った高麗書林海賊版と区別するための処置ではないか？

(特にこの年の話しではないが)朴光洙が朴龍勲の住所名義で高麗書林海賊版を作る際、朴龍勲に名義借り料として、制作した海賊版のうち、何部かを渡していたという話しもある。

2012年1月30日、朴龍勲は萩原 遼からの刑事告訴により、韓国松坡警察署に出頭、事情聴取を受ける。その際、「朴光洙には『北韓解放直後極秘資料』を渡したことはない」と供述。このことが、のちに高麗書林が提出の陳述書から明らかになる。

1999年までで引退の朴龍勲は、引退後、事業を誰かに引き継がせたことや、他の者がやったことはない旨、陳述する

「朴龍勲は最終的に在庫書籍の整理処分を完了させ引退。

以降は、新規書籍の出版(再版も含む)はもちろん、在庫書籍の販売(輸出も含む)も行なったことがなく、「高麗図書貿易」または「高麗書林」などの商号の下に事業を行なったことはないし、朴龍勲のところで働いていた従業員が、これらの商号の下に事業を行なったということもない」との陳述書が高麗書林より提出される。

この陳述書は不二出版、および『北朝鮮の極秘文書』編集・解説萩原遼の高麗書林海賊版裁判で、朴龍勲の息子で韓国図書センター代表・朴炯相から高麗書林を通じ出されたもの。

しかし、高麗書林はその後、韓国・朴龍勲の高麗書林は存在しないことになっているにもかかわらず、韓国のカウンターパートナー・韓国統計書籍・金明昊が韓国高麗書林から仕入れたという図書を2003年7月5日、2004年6月2日付のInvoiceで輸入したという書類を不二出版との裁判で陳述書として提出する。

2011年かの8月、金明昊に萩原遼と宮川は会いに行き、駅のレストランで話しを聞くと、金明昊は2000年以降も(韓国の)高麗書林に電話で発注すると、高麗書林の方から本を持ってきてくれ、それを日本の朴光洙に発送したとのこと。

2001年頃 外務省は無断複製しようとした高麗書林に抗議

2002年4月4日 萩原 遼は高麗書林に行き、朴光洙に海賊版確認を促す

夏の書房『北朝鮮の極秘文書 上・中・下』編集解説の萩原遼は、東京水道橋の高麗書林に行き、高麗書林『北韓解放直後極秘資料』は夏の書房本の無断複製物ではないかと警告。

2004年10月16,17日 高麗書林海賊版問題に火が付き始める

高麗書林は朝鮮史研究会大会(於・東京経済大学)の図書展示販売に参加し、「特価販売」と称した目録を配布。その目録を手にした緑蔭書房・南里智樹は、日本の出版社のまだ”現役”で販売されている本の海賊版と思われる図書が書名を微妙に変えられ、ずらり並んでいることに気付き、会場をレインボー通商宮川と2回に渡って外に出、まじまじと眺めることになった。

2005年9月15日 高麗書林のHPに「特価販売 お勧め資料のご案内 このたび韓国版元との特別提携による特価で入手した図書資料を、従来の販売価格より半額の超特価で販売」とあるのをレインボー通商宮川は目にする。

「韓国版元との特別提携」としているところや、ウォンの日本円原価の8掛けが日本販売価格になっているのなどを見、直感で「うまいことワルをやっている」、「ああ、今はこんな業界に属しているんだ」と神保町事務所で吐き気を催し、机に吐きそうになった。

2005年10月 高麗書林が宣伝パンフに名義使用許可のない教授の名前を使っていることが判明

「高麗書林の京城日報」(韓国では、高麗書林朴光洙の甥が代表の韓国図書センターが発行所になっているが、通常こう言われている)のパンフレット解説に、西江大学歴史学科崔起榮教授の許諾なく崔起榮の名前が使われていることが判明。

2005年12月8日 被害に遭っている日本の出版社5社連名で高麗書林に抗議文を送付

高麗書林に対し、それまでは出版社それぞれが、口頭で無断複製販売の差止め要請していたが、(株)龍溪書舎(代表取締役 北村正光)、不二出版(株)(代表取締役 大野康彦)、(株)緑蔭書房(代表取締役 南里知樹)、夏の書房(代表 木津川 計)、(株)総和社(代表取締役 小室博一)は連名で正式に文書による販売差止めと今までの発行販売部数の提示を要請。しかし、高麗書林からは開き直りの応対があるのみ。

2006年4月25日付けで、業界初か、海賊版所蔵確認、著作権遵守の手紙が全国の図書館に発送される

『北朝鮮の極秘文書』夏の書房発行の編集解説者の立場から萩原 遼は、韓国朝鮮関係の出版業界ではおそらく初めてであろう著作権遵守要請の文書を全国の図書館に発送。回答が来たのは香川県立図書館からのみで所蔵していないとことだった。

2006年7月11日 **高麗書林を刑事告訴の記者会見**が行なわれる。

不二出版(会長船橋治)は、海賊版製作及び販売に関わる著作権法違反で高麗書林を刑事告訴の記者会見を霞ヶ関の弁護士会館にて行なった。

この会見に同席の不二出版の弁護士・小口恭道はなんと、高麗書林が海賊版にしている『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の龍溪書舎vs 大蔵省裁判の、龍溪書舎側の弁護士であった。

2006年7月13日 上記の**記者会見を文化通信、HPで速報**する。

この日、不二出版は高麗書林の海賊版製作及び販売に係る著作権法違反に対し、告訴状を警視庁に提出。

2006年7月24日 文化通信、同上の件を2006年07月24日 紙面(3656号)でも報じる。

2006年8月9日 **高麗書林朴光洙は『京城日報』の入手先を国立国会図書館複写課にて虚偽を答える**

高麗書林朴光洙は2005年10月18日、日本・国立国会図書館複写課を訪問時、同複写課から「高麗書林が扱う復刻版『京城日報』はどこに所蔵されるものを収録しているか」の問いに、「『京城日報』は東亜日報社から購入した」と答える(高麗書林の弁護士石上尚弘も2006年9月8日、東京地方裁判所で同じ発言をす。)

この国立国会図書館複写課の証言を受けて、2006年8月9日、東亜日報社(社長金学俊)・知識情報センターは「所蔵の『京城日報』資料を貸与or販売したり、復刻版を販売することを高麗書林朴光洙なる者や、その他の者に許可した事実はまったくない」との調査結果を明らかにす。(東亜日報社には復刻のため購入したとされる期間の『京城日報』は存在せず。)

なお、裁判を通じ、高麗書林は朴権相(元KBS社長)が成蹊大学に碩座教授として着任していた際に、日本国立国会図書館から研究目的でマイクロフィルムを購入したというものを貸与してもらったものから制作していたことが判明。つまり、国立国会図書館に入手先を虚偽申告していたことも改めて明らかになる。

2006年8月頃 **警視庁は高麗書林海賊版所蔵図書館を現場検証**す。

警視庁は不二出版が高麗書林を告訴したことを受け、高麗書林海賊版所蔵図書館のうち、慶應義塾大学三田の図書館を現場検証した。

2006年9月19日判明 **千葉大学図書館は(原本)不二出版の高麗書林海賊版を書棚から撤去**



2006年10月11日 出版社岩波書店は参考文献の高麗書林海賊版を正規の本に訂正へ

『北朝鮮の極秘文書』編集・解説の萩原 遼は、岩波書店に対し『モスクワと金日成』の参考文献 リストにある高麗書林海賊版を正規の本に訂正するよう要請。同月16日、担当者・馬場公彦から「次の版から原本を掲載します」と回答あり。

2006年8月7日 高麗書林海賊版の原本解説者らが高麗書林刑事告訴に陳述書

不二出版の高麗書林刑事告訴状に陳述書を次の者が寄せる。『特高警察関係資料集成』(不二出版)解説・荻野富士夫(小樽商科大学)、同年10月18日、『思想彙報』(不二出版)解説・吉田 裕(一橋大学)、同年10月20日、『朝鮮軍概要』の解説・宮田節子が。

2006年10月21日 朝鮮史研究会で高麗書林海賊版問題の対応が検討されることに

朝鮮史研究会(会長吉野 誠)総会(於・早稲田大学)にて『朝鮮史研究会論文集』(朝鮮史研究会編集、発行:極東書店→龍溪書舎→現在、緑蔭書房発売)の無断複製販売問題がとりあげられ、朝鮮史研究会幹事会で対応が検討されることに。

(対応検討しての結果等は『朝鮮史研究会会報』にはまったく出てないよう。別に問題提起した宮川らの発言を取り上げてくれとの意味ではなく、韓国学術図書海賊版問題を糺していくのに被害に逢っている当事者の朝鮮史研究会が抗議、声明なりを発信すれば、少しでも効果があるのではと想ったこと。朝鮮史研究会と高麗書林、선인(先人)との争いとかのレベルではまったくない。同会会員のなかには、朝鮮史研究会の知財に対する認識レベルにあきれた会員もいたし、他の学会からは「(同会は)海賊版黙殺軍団」と揶揄されたほどである。朝鮮史研究会は韓国学術図書海賊版清浄化への絶好のチャンスを逸していると思う。

朝鮮研究と著作権～問われる研究者の姿勢～①,② <http://geocities.yahoo.co.jp/gl/hatavamav/view/200610> bv 畑

2006年11月9日 韓国学術情報代表は「1ページでも無断複製があれば海賊版」と語る

『日帝下戦時体制期政策史料叢書』(民族問題研究所編・韓国学術情報発行)は海賊版、復刻許可申請の記録なしとの、2005年9月Harvard大学図書館、2006年9月28日不二出版、日本・国立国会図書館らからの指摘に対し、韓国学術情報(坡州出版団地)代表理事・蔡鍾俊は「日本と韓国の出版界は同じフィールド。1ページでも無断複製があれば『日帝下戦時体制期政策史料叢書』は海賊版」と語る。

2006年11月16日 APEC(アジア太平洋経済協力会議、於ハノイ)で海賊版製品を生産・供給・流通の全過程で排除するため、政府や流通業者が取り組むべき施策を定めた指針で合意。

2006年12月20日 **宮田節子は「高麗書林は謝罪すべき」などと指摘**

朝鮮史研究会元会長で『朝鮮軍概要史』ほか『高等外事月報』『朝鮮思想運動概況』（いずれも不二出版）の編集・解説を担当した宮田節子は著作権侵害で高麗書林を刑事告訴（時効で不起訴）。「高麗書林の歴史は海賊版の歴史。高麗書林は今までの無断複製販売を総括したらどうか。謝罪すべきは謝罪すべき」と述べている。

2006年12月20日までに **高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』所蔵図書館は「公的判断が必要」と裁判を要請**

『北朝鮮の極秘文書』原本（夏の書房）の高麗書林海賊版を所蔵しているいくつかの国立大学は、法人資産となっていて勝手に返品、破棄等できないので、海賊版との公的判断が必要と裁判を要請す。

2007年1月17日 統一日報、「海賊版問題 高麗書林 告訴される」と高麗書林海賊版問題を報じ始める。

2007年3月8日 **不二出版は『日帝下戦時体制期政策史料叢書』編集責任者、出版社代表に要望書提出**

不二出版は『朝鮮総督府帝国議会説明資料』（不二出版復刻刊行）を無断複製し、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』発行の民族問題研究所編集責任委員・尹海東（成均館大学）、発行・韓国学術情報・代表理事蔡鍾俊宛に、要望書を提出。

2007年3月13,14日 **民族問題研究所編集委員、韓国学術情報に海賊版確認を要請**

『日帝下戦時体制期政策史料叢書』第25巻以降にも日本の機関・出版社のものの無断複製の可能性があるとの報告もあり、民族問題研究所編集委員、韓国学術情報にレインボー通商宮川は各部分どのように収録しているか、どの部分が海賊版か、海賊版でないかの確認・調査要請する。（結局、2008年5月11日付、最後の準備書面まで原告になっている韓国学術情報から調査発表はなし。）

2007年3月29日『日帝下戦時体制期政策史料叢書』の出処を明らかにするよう韓国学術情報に要請

『日帝下戦時体制期政策史料叢書』(韓国学術情報発行)にはどこから収録したか、所蔵元がまったく記されていない。たとえば姜昌一(現・国会議員)が日本で収集したという大野緑一郎文書は国立国会図書館憲政資料室所蔵のもの無断複製の可能性があったり、本格的な研究の際には困る、使い物にならない等の声があり、民族問題研究所編集委員・尹海東(成均館大学)らに再度、第25巻以降に収録されている資料は、どこからかのものか、確認要請がレインボー通商宮川、不二出版らから出される。

この裁判で、すでに裁判は取り下げると述べている韓国学術情報・蔡鍾俊の名前を使ってダミー裁判を行っていた高麗書林朴光洙は、民族問題研究所には連絡が取れないと何カ月にも渡って公判で陳述し、裁判官もあきれていた。(そもそも民族問題研究所は、この裁判には最初からタッチしていないし、実際の資料収集にも関わっていない。)

『同叢書』は編者として民族問題研究所の名前こそ付いているが名義のみのもので、編集委員の長である尹海東ほか編集委員の誰も、被告になっているレインボー通商宮川を提訴し裁判はしていない。

高麗書林朴光洙は、矛先を民族問題研究所にし、連絡がまったくとれないなどと陳述、目くらましをしていたことは、韓国側を隠れ蓑にして海賊版制作販売する手口とまったく同じ。

2007年4月3日『日帝下戦時体制期政策史料叢書』全98巻は格好の“海賊版解説学習教材”

『日帝下戦時体制期政策史料叢書』に、渡部学・阿部洋編 龍溪書舎『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』も無断複製されていることが判明。今や『日帝下戦時体制期政策史料叢書』全98巻は、どの部分が海賊版、不正行為かを見抜く、格好の“海賊版解説学習教材”と言われるようになる。

2007年4月9日 米通商代表部(USTR)は米国製の音楽や映画・本などを違法コピーした海賊版が中国で横行しているのは、知的財産権の侵害対策が不十分なためとして中国を世界貿易機関(WTO)に提訴すると発表。

2007年4月26日「高麗書林による夏の書房『北朝鮮の極秘文書』等の海賊版撲滅」の記者会見が行なわれる

夏の書房『北朝鮮の極秘文書』編集解説・萩原 遼は東京・霞ヶ関の弁護士会館にて、「高麗書林による夏の書房『北朝鮮の極秘文書』等の海賊版撲滅」の記者会見を行ない、いくつかの問題提起をした。

2007年4月27日 高麗書林に販売した図書が、納品先に入ってなく、韓国・高麗書林から海賊版で出版されていた

高麗大学校図書館は『特高警察関係資料集成』(不二出版)第10～24巻までの全15巻の受入記録はなく、所蔵していないという調査結果を明らかにす。これは、1993年日本万国博覧会記念協会(大阪府吹田市)の海外支援事業で、高麗大学校の日本代理人・高麗書林朴光洙が高麗大学校に納品のためと言って不二出版から購入したもの。

(1993年11月4日、不二出版は高麗書林に『特高警察関係資料集成』第10巻から24巻までの全15巻の納品先は高麗大学校図書館であることを確認の上、販売すると、韓国・高麗書林から同年11月25日印刷、12月5日発行の日付で『同集成』全15巻の海賊版が発行された。2007年4月、高麗大学校に確認すると、高麗大学校図書館から不二出版『特高警察関係資料集成』第10巻から24巻までの全15巻の納品記録はない、所蔵していないとの回答があった。)

2007年5月14日 朴龍勲の自宅を突き止め、高麗書林海賊版について確認する

2006年6月より完璧なセキュリティの利いている現住所に移っている高麗書林の韓国側元代表・朴龍勲が外出するときをレインボー通商宮川は待ち伏せし、「朴光洙氏から裁判で1,000万円で訴えられている。助けて欲しい」と面談を要請すると、応じてくれ、約45分にわたってなごやかに話した。「また、いつでも来てください」と。朴龍勲との面談内容は裁判関係者らと共有する。

なお、高麗書林との裁判で朴光洙は、レインボー通商宮川、萩原は朴龍勲とは会ったことがないと主張するが、朴龍勲が住んでいるビルの警備会社KT텔레캅 남부지사 변영子が、朴龍勲と宮川の面談を何度も見守ってくれた。(もしかして、この件で변영子、会社に抗議でもされて辞めなければならなかったとかでなければいいですが。。)

宮川の直感は、日本から被害に遭っている編集者、出版社の人間が、韓国・高麗書林の朴龍勲に直接、会って話を聞こうとしても、ちょっとやそつとでは会えないように、高麗書林朴光洙はレインボー通商宮川提訴裁判を始める前に朴龍勲一家を24時間警備されているところに2006年6月から移転させた、である。(高麗書林からレインボー通商宮川に最初の裁判所への呼出状が届いたのが、2006年5月22日)

朴龍勲は面談に真摯に友好的ではあった。が、「わからない」を連発するので、その後、6年間ぐらいはウソを言っていたのではと思っていた。朴龍勲との面談で一番印象に残っているのは、宮川が見せている『高麗書林海賊版奥付集』を見ながら、日本語で「(朴光洙とは)初めは一緒に仕事をしたことがある。この人(朴光洙)は良くない人ですよ、私は私ですよ」と述べた、この後半のコメント。

2013年頃、「わからない」と言っていたのはウソではなく、朴龍勲がそのように述べた海賊版は、そもそも朴龍勲が制作に関わっていないので「わからない」と言ったのだと、朴光洙の韓国にいる者/に所在する出版社・機関の名前を使っての一連のダミー裁判のやり方からひらめき、そう思うようにいたる。こう判断すると、いろいろなことに合点がいく。

2007年5月15日 韓国で著作権問題の相談にのっている大韓出版文化協会は、高麗書林『北韓解放直後極秘資料』は夏の書房『北朝鮮の極秘文書』の海賊版と認定。

2007年5月頃『日帝下戦時体制期政策史料叢書』編集委員代表・尹海東は高麗書林・朴光洙からの裁判要請を断る  
2007年1月19日、尹海東は韓国教会史文献研究院・沈漢輔と面談した際、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』は日本からの情報で海賊版と伝えられる。同年5月頃、尹海東は高麗書林朴光洙から、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』を海賊版と指摘するレインボー通商宮川を提訴するようFaxで要請されるも「裁判には関心がない」と断る。

2007年5月31日 高麗書林の弁護士は、レインボー通商宮川を提訴は、取り下げないとの通知を出す  
高麗書林の弁護士は5月30日、(訴状に名前は出てないが事実上は”原告している”)朴光洙と、ソウルで『日帝下戦時体制期政策史料叢書』裁判の原告になっている韓国学術情報・蔡鍾俊に会い、同31日、被告・レインボー通商宮川提訴は取り下げないとのFaxを裁判所に出す。  
なお、この裁判は、韓国日本で事情を知っている関係者、弁護士らのあいだで高麗書林朴光洙のダミー裁判と言われている。

2007年6月12日 **大韓出版文化協会は、韓国学術情報『日帝下戦時体制期政策史料叢書』は著作権侵害と認定**  
大韓出版文化協会は不二出版の『朝鮮総督府帝国議会説明資料』、龍溪書舎の『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』には編集著作権があり、それらを無断複製している韓国学術情報『日帝下戦時体制期政策史料叢書』は著作権を侵害していると認定。(韓国)文化観光部著作権政策課も同件の判断を検討中。韓国学術情報はwebオンラインでも海賊版『日帝下戦時体制期政策史料叢書』を流しているか?!  
後日、文化観光部著作権政策課担当者は韓国学術情報・蔡鍾俊に「なぜ(海賊版なのに)提訴、裁判をしているのか」と抗議。

2007年6月25日 東京地裁の判決は、**国立国会図書館から復刻許可を取得しているとは認められない**

東京地方裁判所は、日本国立国会図書館から2004年、朴権相(元KBS社長)が研究目的で購入したとされる京城日報マイクロフィルムを高麗書林(発行元は韓国の出版社・韓国図書センター、となっている)に一時貸与したというものからの復刻版『京城日報』、および復刻版『京城新報』は、国立国会図書館から復刻許可を取得しているとは認められない、との判断を示す。

高麗書林の提訴理由、「約20年前から海賊版制作販売を繰り返しているとの指摘は虚偽、約40間、海賊版を扱ったことはまったくない、ならずものではない」などはすべて棄却される。東京地裁 平成18年(ワ)第9596号。

2008年3月27日 東京高裁でも、一審の判決は変わらず。平成19年(ワ)第3723号、平成19(ワ)第5242号

なお、国立国会図書館は発行人・沈漢輔となっている韓国統計書籍の『京城新報』、『京城日報』(第1次のみ)は、韓国教会史文献研究院院長 沈漢輔が(レインボー通商を通じて)復刻許可を取得していることを認定している。

2007年頃だったか、東京地方裁判所の弁論準備室に裁判官、高麗書林朴光洙 & 弁護士、レインボー通商宮川・天野博之弁護士が出席した際、裁判官は「韓国教会史文献研究院の『京城日報』が正規のもの」と、高麗書林朴光洙の目の前で述べる。

2007年6月29日 **韓国では営利目的の著作権法違反が親告罪からはずれることに**

'06年12月28日韓国著作権法が全面改正され、営利目的の著作権法違反が親告罪からはずれることに。施行は07年6月29日から。日韓弁護士協議会・天野博之弁護士(レインボー通商の弁護士を務めてくれた)らは「韓国の方が進んでいる部分もある」

2007年6月30日 <痛憤記>いい加減にしろ！韓国の「海賊出版」を徹底告発」が月刊『正論』8月号に掲載される。

2007年7月 **国立国会図書館に「Q&A 複写サービスと著作権」のパンフができる**

このパンフには日本語版「Q&A 複写サービスと著作権」と英語版「Q&A Copying Service and the Copyright」がある。高麗書林海賊版裁判で高麗書林から係争の中心とされた、国立国会図書館所蔵の『京城日報』の入手先の虚偽申告、及び無断複製販売問題により、作成されたといっても過言ではない。

2007年この頃からか、**韓国図書センター名義の復刻版『京城日報』所蔵記録が削除され始める**

高麗書林(韓国図書センター名義)の復刻版『京城日報』を所蔵していた図書館が、その所蔵記録を削除し始める。裁判でも、収録している所蔵元の国立国会図書館から復刻許可を取得しているとは認められないの判決を受けて。

なお、韓国図書センターの代表・朴炯相は朴光洙の甥で朴龍勲の息子。韓国出版業界の人たちは朴炯相が京城日報制作の仕事をしていたことは聞いたことがないという。

2008年7月には、レインボー通商宮川が訪問した東京大学図書館係曰く「不正出版が事実ならば閲覧できないように撤去しなければならない」

2007年8月 **韓国東部地方検察庁も高麗書林『北韓解放直後極秘資料』は海賊版と認定**

萩原遼とレインボー通商宮川が韓国東部地方検察庁を訪問した際にも、高麗書林『北韓解放直後極秘資料』は夏の書房『北朝鮮の極秘文書』の海賊版と認定される。

2007年8月20日 **韓国学術情報の『京城日報』WebOnlineサービスは、資料利用規則違反と認識され始める**

復刻版『京城日報』のWebOnlineが韓国学術情報から北米でされているのと話があるが、韓国図書センターのものであれば日本国立国会図書館の資料利用規則違反ということが認識され始める。

2007年9月頃か **高麗書林利用の研究者からも、「いい加減にせよ」の声が**

『朝鮮史研究会論文集』ほか多数の日本で出版された本、日本に所蔵されるものが高麗書林に海賊版(無断複製販売)に仕立てられていることに、朝鮮史研究会幹事長・林雄介(明星大学)は東京・高麗書林に「いい加減にしいよ」と警告。その際、「『北韓解放直後極秘資料』も海賊版」と指摘。

2007年9月8日 **韓国教会史文献研究院は、韓国学術情報に不正使用の警告文を出す**

復刻版『京城日報』のWebサービスで韓国教会史文献研究院・沈漢輔は、同研究院のものを不正使用しないようにと、韓国学術情報に警告文を出す。

2007年12月11日 **海賊版発行の論文批評社は先人と同じ住所、電話番号**

平凡社 編集部 関 正則は同社の『朝鮮三・一独立運動』が高麗書林に海賊版に仕立てられ、それを販売している韓国の先人について次のことを教示してくれた。平凡社『日本の朝鮮統治と国際関係』が論文批評社の名前で海賊版に仕立てられているが、論文批評社の住所、電話番号は先人と同じ。

2008年2月22日 **朴龍勲は朴光洙に『北韓解放直後極秘資料』は渡してないと陳述**

萩原遼から韓国で刑事告訴された朴龍勲は、松坡警察署に出頭。「『北韓解放直後極秘資料』は朴光洙に渡したことはない」と述べていたことが、高麗書林がのちに提出の準備書面から判明。

2008年1,2月頃か **高麗書林は(韓国)政府刊行物を海賊版に仕立てたのではとの疑念が出る**

高麗書林から購入した政府統計資料とかの非売品の本は、無断複製(海賊版)ではないかと原田 環(県立広島大学)は高麗書林に抗議。この指摘の少し前にも仁茶洞・韓国古書店のあいだで、「高麗書林がまた、何か政府統計資料関係の本を無断複製し販売しているよう」との話が出ていた。

2008年7月23日 **萩原遼は高麗書林を提訴**

夏の書房『北朝鮮の極秘文書』編集解説の萩原遼は、2008年の時点でも『北朝鮮の極秘文書』の高麗書林海賊版が販売されており、高麗書林朴光洙・朴炳憲を提訴。なおレインボー通商は『同極秘文書』発売当初1996年からの販売代理店。東京地裁 平成20年(ワ)第20337号

2008年7月22日付 **大阪日日新聞の萩原 遼の記事に対しても高麗書林は反訴し提訴**

韓国で高麗書林朴龍勲を刑事告訴していた萩原遼は不起訴になった経緯と、その心境を大阪日日新聞で語る。  
[www.nnn.co.jp/dainichi/rensai/miotukusi/2008/07/miotukusi080722.html](http://www.nnn.co.jp/dainichi/rensai/miotukusi/2008/07/miotukusi080722.html) この記事に対しても、後日、名誉棄損と提訴してきた高麗書林について萩原遼の弁護士小口恭道は「言論封殺」と。なお、なんと弁護士小口恭道も萩原遼と一緒に高麗書林から反訴として提訴されている。

2008年8月29日 **『日帝下戦時体制期政策史料叢書』は海賊版との判決**

民族問題研究所編、韓国学術情報発行『日帝下戦時体制期政策史料叢書』全98巻は、不二出版『朝鮮総督府帝国議会説明資料』、龍溪書舎『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』の版面権侵害行為(海賊版)との判決出る。東京地裁 平成19年(ワ)第4777号

2008年10月13日 **MSN産経ニュースは、「海賊版貸し出しは著作権侵害」大宅賞作家が図書館提訴、と報じる。**

<http://sankei.jp.msn.com/life/education/081013/edc0810131014001-n1.htm>



2008年9月『出版文化』第514号に掲載された謝罪文の実情を編集人は知った際、苦笑す

同号(大韓出版文化協会)に掲載されたレインボー通商宮川 淳名義での謝罪文、「「韓国歴史学会参加の約6割は海賊版を扱っている」と述べたことについて」は、実は高麗書林・朴光洙が作成したものを、宮川が本位からではなく、もうめんどうなので掲載承諾したことを同号編集の者は知って、苦笑す。

当方は李成市(早稲田大学)から朝鮮史研究会大会の際に聞いたまを「～扱っていると聞いた」とセールスメール流したら、「扱っている」と断定され、提訴に持ち込まれ、その後、ならば、6割とは違う割合からかもしれない旨の謝罪メールを送信しても提訴され続けた。結局どうやっても、高麗書林・朴光洙が生きている限りは、何の問題もないことで提訴され続けるかもしれないとまで思った。

2009年1月 萩原 遼は海賊版所蔵の国立大学らを提訴

『北朝鮮の極秘文書』編集解説の萩原遼は『同極秘文書』の高麗書林海賊版を所蔵している図書館に廃棄を要請するも「裁判で海賊版との判決が必要」というので、「では判決と一緒に取りましょう」と、海賊版所蔵図書館の7大学学長・1機関を提訴。

2009年2月16日 韓国の海賊版を日本から一掃する仕事をさらに広げるために「高麗書林等韓国の海賊版を撲滅する会(略称ぼくめつ会)」立ち上げを、『高麗書林海賊版ぼくめつニュース』で発表。

2009年2月27日 不二出版が提訴の判決は、高麗書林は最初から海賊版と知っていて輸入販売と認定

不二出版が高麗書林提訴の東京地裁判決出る。不二出版が『特高警察関係資料集成』ほか係争の7点すべて、および、緑蔭書房、龍溪書舎、総和社、夏の書房らの出版物も韓国高麗書林が無断複製(海賊版)作成、高麗書林は海賊版と最初から知っていて輸入販売と認定される。高麗書林朴光洙が韓国高麗書林と共謀して無断複製物を制作したか、少なくともその幫助をした疑いが相当あるといわざるを得ないと。 <http://www.fujishuppan.co.jp/hanketsu.pdf>

2009年3月3日現在 日本ユニ著作権センターが主要判例に『日帝下戦時体制期政策史料叢書』事件全文を取り上げている

日本ユニ著作権センターが <http://www.translan.com/jucc/precedent-2008-08-29b.html> で、知的所有権に関する裁判の記録、主要な裁判の「判例全文」として韓国学術情報発行の海賊版『日帝下戦時体制期政策史料叢書』を取り上げている。同じ判決分だが、より見やすいのは、<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080918115958.pdf>

2009年4月24日付で、高麗図書貿易と高麗書林は1991年3月から1997年10月までの間、取引をしたことがない

韓国図書センター朴炯相は、高麗書林と不二出版間の訴訟で東京地方裁判所に高麗書林を通じて次のように陳述書を提出。「私が高麗図書貿易の業務に関わっていた期間(1991年3月から1997年10月まで)は、すべて「高麗図書貿易」という商号を使用。高麗図書貿易が日本の高麗書林と取引などの業務上の関係を持ったことはない」

2009年4月28日 高麗大学に納品されているはずの図書が入っていないと、日本万博記念機構も指摘

高麗大学校は、日本万国博覧会記念協会からの助成金による図書受入れは1993年のものではなく1988年のものと、'88年分で納入された図書一覧を見せてくれる。

2009年5月15日 日本万博記念機構は、高麗大学校には1988年、1993年と図書購入助成金を出していたと証言す。

ここかあ  
5月14日

2009年6月12日 図書出版・先人に海賊版を扱わないように警告

海賊版『朝鮮史研究会論文集』、『北韓解放直後極秘資料』など日本の出版社、日本に所蔵されるものの高麗書林海賊版(不法な無断複製物)を'09年現在も多数扱っている韓国・先人(代表 尹寛伯)に、レインボー通商宮川は「今後は販売しないように」と警告。警告したことを同年10月17日、朝鮮史研究会総会にて報告。

2009年11月18日 東京地裁の判決に対し不二出版を控訴していた高麗書林は海賊版販売を認め、不二出版と和解す。

<http://www.fujishuppan.co.jp/wakai.pdf>

12月2日付け統一日報 <http://news.onekoreanews.net/detail.php?number=50480&thread=01r04>

2009年12月8日 高麗書林の濫訴が問題視されるようになる

不二出版が催した高麗書林海賊版裁判ごころうさん会に出席した弁護士、編集者、出版社らのあいだで、訴訟を次から次へと起こしてくる(濫訴)高麗書林のやり方について、海賊版以上に問題との認識が出てくる。

今までは韓国日本で単に「なぜ高麗書林(の方)が提訴しているのか？」と言われてきていたが、現在は「韓国側をブラックボックスにし、都合の悪いことは韓国側に逃げれば日本の裁判所、韓国・韓国語のわからない弁護士はわからないとやっている」、「裁判のやり方も日韓にまたがる無断複製販売と同じ」、「(韓国の他社・他人の名前を使った)ダミー裁判をやっている」、「裁判の盲点を突いたもの」などと、海賊版よりも裁判のあり方がアンフェア、これはただごとではないと問題になってきている。

**2009年12月29日 韓国学術情報に、韓国図書センターの京城日報のweb service中止を要請**

レインボー通商宮川は韓国学術情報に、韓国図書センターの京城日報をweb serviceしていたら中止するように伝える。海賊版と言うか言わないかが問題ではなく、日本・国立国会図書館に入手先を虚偽申告し、無断複製しているものを、さらに

web service、あるいはCDにすることも不正行為。

ちなみに高麗書林の京城日報(発行処は韓国図書センターになっているが、韓国ではこう呼ぶ)は韓国、日本、北米などの研究者・出版関係者・図書館員のあいだで、ごく普通に「海賊版」と呼ばれていると説明する。

**2010年2月1日 『日帝下戦時体制期政策史料叢書』編集委員の長だった尹海東に会い、収録状況を確認す**

『日帝下戦時体制期政策史料叢書』編集委員の長だった尹海東に(2009年度は国際日本文化研究センター所属)レインボー通商宮川は直接、会い、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』に収録しているのは、どこに所蔵されるものからかを確認。尹海東曰く、「現国会議員の姜昌一氏が日本留学時に収集した国立国会図書館所蔵の大野緑一郎文書資料などを収録したが、出版の際に復刻許可を得なければならないことは知らなかった」と。

日本から収録した分では国立国会図書館憲政資料室、友邦協会(現在・学習院大学内)、不二出版、龍溪書舎のものを著者らからも復刻許可を得ず、無断複製販売していることが判明している。

**2010年2月12日 高麗書林による濫訴注意喚起文書が東京地裁知的財産扱い部署に提出される**

東京地方裁判所の知的財産を扱う部署にレインボー通商宮川は、多数の日本の出版社の出版物、日本に所蔵されるものの無断複製(海賊版)販売をしているにもかかわらず、虚偽提訴、ダミー裁判＝濫訴を繰り返している高麗書林に注意するよう、文書を提出す。

**2010年2月頃 国史編纂委員会編『北韓関係史料集』全34巻は欠陥資料**

高麗書林は、萩原 遼編集解説の『北朝鮮の極秘文書』(夏の書房)は韓国・国史編纂委員会編『北韓関係史料集』全34巻をなぞったもの、ないしは、それを模写したものであるかの如く裁判で主張。それを知った研究者・図書館員から失笑がおきる。

萩原 遼は『北韓関係史料集』を見たこともなく、同史料集を所蔵していた一橋大学図書館の協力を得て確認。『同資料集』は、元の資料をすべて活字組みしているが、全巻の一部のみを確認しただけで、原資料判読不明な部分や、読めない漢字は□□□を羅列、また活字組みする際、誤記転載している箇所が随所にある、欠陥資料であることが判明

#### 2010年6月16日 RISSに高麗書林海賊版削除を要請

韓国内の所蔵図書検索サイトRISSがあるKERIS(韓国教育學術振興院)にレインボー通商宮川は、高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』の削除を要請する。この図書以外の裁判にまでなった高麗書林海賊版は削除されているかと思ひ。

2010年7月中旬 韓国の大学図書館分科委員会で、高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』が議題案件に取り上げられ、8月12日、海賊版所蔵図書館に削除要請の公知がされることに。

#### 2010年8月13日 先人を訪問、代表尹賢伯に海賊版販売を止めるよう警告

海賊版『朝鮮史研究会論文集』など、多数の高麗書林海賊版を販売してきている先人(代表・尹寛伯)を萩原 遼と宮川は訪問。まだ、高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』ほか販売しているので止めるよう注意。

高麗書林が裁判で「韓国・高麗書林(朴龍勳)が廃業した後、高麗書林海賊版の在庫は先人に引き取ってもらった」と陳述しているが事実かと確認すると、尹寛伯は「そういったことはまったくない」と答える。

8月16日にレインボー通商宮川は再訪問するも、まだ多数の高麗書林海賊版を販売書棚に陳列しているのでやめるように注意。さらに翌日訪問するも同じなので抗議す。その際、高麗書林海賊版のハードカバーが通常の黒に近い濃紺ではなく、グリーンのものであるが、それは高麗書林制作の海賊版ではなく、先人が高麗書林名義で制作した孫海賊版と思つた。

後日、高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』奥付のページが切り取られ、新たに作られた高麗書林名義の奥付が貼られていたことに気づく。その発行年は1996年(1998年が原本『北朝鮮の極秘文書』夏の書房の発行年)、住所は麻浦区となっているが、ともに事実ではない書誌情報。ちなみに、『大韓出版年鑑』によれば、1996年時の韓国高麗書林の住所は麻浦区となっている。

先人・尹寛伯によると、(海賊版全6巻の)セット価格を変更するため、奥付の貼り紙を作る際に、これらの書誌情報にしたとのこと。尹寛伯は「高麗書林が東大門区踏十里にあったことは知らない」と。

のちに、尹寛伯の高麗書林海賊版在庫受け取りの返答＝「そういったことはまったくない」は虚偽と思うようになる。なぜなら、韓国図書センター・朴炯相にそのことを話した際、逆にそんなことはないとのことだったので。

### この時期 見習いたいソウル大学図書館事務室員の即行

事務室に行った際、担当者の机の書棚に高麗書林海賊版『満鉄「知の集団」誕生と歴史』があったので、指摘すると、すぐ電話の受話器を取り、奥付を見ながら電話をしていた。

高麗書林扱い図書に、日本の出版社の海賊版が多数ありそうなことに気付いた2004年の朝鮮史研究会大会会場には、高麗書林も来ていたので、何回か直接、訊いてみたらと被害に逢っていきそうな出版社に当方は言った。が、確実なことを確認してからと、そのときに直接確認しなかった。当方もそれら多数がほんとに海賊版とはわからず、海賊版でなかったら失礼になると訊くののためらった。そのとき勇気をもって確認しておけば、その後、ものすごい時間がかかることにはならなかったかも。

2010年8月14日 高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』の所蔵記録を国立中央図書館に見ていたの、レインボー通商宮川は同図書館を訪問、高麗書林海賊版の孫海賊版(民俗苑)をdigital libraryしていたので指摘し、削除要請する。

同図書館内「北韓資料センター」にある、原本『北朝鮮の極秘文書 上 中 下』の図書借出しカードのうち、残っている上巻、下巻の貸し出しカードには、ハングルで朴龍勲の文字が、なぜか、えぞられたように太字に書かれたものが裁判陳述書に提出されていた。が、その図書カードはすべてなくなっていた。同図書館に所蔵される、上巻の製本の底の部分を見れば、普通の製本では絶対にありえない、まっすぐでなく、ゆるい山なりになっていて、やすりで磨いたような跡があった。高麗書林は、これを借出し、本をバラして海賊版を作り、また、元に戻したのではと見られる。

2010年8月18日 高麗書林が韓国図書センター発行復刻版『京城日報』の出版印刷に関わっていたことが判明。

萩原 遼とレインボー宮川は韓国印刷業界現地の関係者らと、韓国図書センター発行復刻版「京城日報」の印刷所・新英社を訪問、その契約書を見せてもらうと、2005年1月27日付で高麗書林、韓国図書センターの両名義で出版印刷契約を交わしていることが判明。

高麗書林・朴光洙は裁判で、「韓国図書センターが発行したものを輸入しただけ」と陳述していたが虚偽陳述だったことが改めて判明。同時に高麗書林がレインボー宮川を提訴していた裁判判決で同様の判決が出ていたが、間違いだったことも改めて判明。

なお、韓国図書センター代表朴炯相は高麗書林海賊版裁判で、韓国図書センターが開業したのは2005年2月28日と陳述しているが、朴光洙が裁判で主張した日付のときには、韓国図書センターは存在してなかったことになる。

2010年9月16日 KERISは高麗書林海賊版『北韓解放直後極秘資料』を削除。

2010年10月22日 レインボー宮川は**韓国図書センター**を訪問、**代表朴炯相**に同センター発行、復刻版『京城日報』は不正出版なので販売を止めるようにと、『高麗書林(朴光洙・朴龍勲・朴炯憲)の海賊版ぼくめつニュース No.6』を渡し、**注意**す。

2010年10月22日この週だったか、萩原 遼はソウルにいるとき、韓国図書センター・朴炯相に電話し、「『京城日報』はどこのものを収録しているか」と確認すると、「東京・高麗書林の朴光洙に聞いて欲しい」と言われる。

その晩、**夜中1時半頃**、萩原と宮川が鐘路のホテルで寝ているとき、萩原が昼間・朴炯相に電話した携帯に「이 새끼(この野郎)」と電話がかかってくる。萩原は「今、何時だと思っているんだ」と、誰ですかとも聞かず間髪を入れず、どなり返し、宮川に朴光洙からの電話だったと教えてくれた。

翌日(その日)、日本に帰った萩原は高麗書林・朴光洙に電話し、「昨晚の電話はお前か」と再確認し、そうだった。

つまり、このことから『京城日報』の製作には、発行所になっている韓国図書センター(朴炯相)はまったく関わっていないことがわかる。韓国の出版社の人たちが、「韓国図書センター・朴炯相が復刻版『京城日報』製作の仕事をしていた話は聞いたことがない」というが、その通りである。

2010年11月29日 KERISは韓国図書センター(名義)の『京城日報』を削除。

2010年12月 **事実無根、事実と違うことで、次から次へと訴訟を起こしてくる高麗書林のやり方**に、萩原 遼ら関係者から、いいががり、誣告との声が出始める。

2011年1月 **中国はネット上の韓国著作物の保護を約束**

「中国の著作権保護センターは、韓国著作権委員会と合意し、「中国におけるネット上での韓国の知的財産権を保護する」ことを約束した。合意文書は二国間で開催されている第七回「著作権ワークショップ」で交わされた。(Music & Copyright誌6月15日号)」

コピーライト 2011.8 p. 26

2011年1月 次から次へと訴訟を起こしてくる高麗書林は、事実無根、言っていないこと、虚偽事実で濫訴、恫喝訴訟、口封じ訴訟、SLAPP (Strategic Lawsuit Against Public Participation)、虚偽提訴の常習犯として、その裁判のやり方を知っている関係者らから認識され始める。

韓国の人に高麗書林の海賊版のことを話すと苦笑いしたりしていても、韓国にいる人の名義を使ってのダミー裁判のことを話すと、さすがに「それはひどい」と顔色が変わる。

2011年6月 同じ日の発行日になる高麗書林海賊版で奥付住所が違うもの、2種類あることに気付く。のちに、さらに同じ原本の海賊版で高麗図書貿易のものがあることが判明する。

片や鍾路区敦義洞114(-1草洞ビル(現在は草洞教会))のもの(韓国図書貿易の住所に同じ)は韓国で、片や東大門区踏十里洞483-39(ハングルで)サムヨンビル215号のものは日本内で見られたりする。

このことが、韓国の高麗書林と言われているところが1976年4月号文化通信、1988年の電話帳や、朴炯相(現・韓国図書センター代表)が高麗書林海賊版裁判に提出の陳述書で、1991年3月～1997年10月まではすべての業務で、(高麗書林ではなく)高麗図書貿易という商号を使っていたとことが、被害に遭っている出版社、関係者らのあいだで話題になり始める。

大韓出版文化協会や東大門区税務署に登録・登記されていない東大門区踏十里洞の高麗書林海賊版が東京・高麗書林から販売されているということは、踏十里住所の高麗書林は、実質的には朴龍勲の会社ではなく東京・高麗書林の韓国高麗書林ではないか？！ 多数の高麗書林名義の海賊版のほとんどは朴龍勲の高麗図書貿易/高麗書林には関係なく、東京・高麗書林の単独海賊版製作と考えるのが自然との見方がでてくる。

2011年7月『戦時体制下朝鮮総督府外郭団体資料集』全30巻の奥付が発行 1997年7月、発行処 高麗書林、発行人 朴炯相(麻浦区新水洞89/28)となっているのは、まったく整合性のないことが話題になる。

(2012年3月28日『同資料集』編集・解題の辛珠柏(延世大学校)に直接会い確認すると、「発行社は高麗書林だったが住所は麻浦区ではなくソウル市の東の方、東大門区でなく城東区だったかと思う」と。

上記(2011年6月で記載)のこと、および高麗図書貿易で従事していた朴炯相(現・韓国図書センター代表)が高麗書林海賊版裁判に提出の陳述書で、高麗図書貿易の名前から新しく高麗書林の名義で東大門区税務署への届けは東大門区踏十里洞483-39の住所で1997年1月15日/開業、2000年6月7日/廃業となっていることから。

つまり、韓国で”正規に”高麗書林が存在したのは、東大門区踏十里洞483-39サムヨンビル(215号)に1997年1月15日~2000年6月7日の間のみということになる。高麗書林海賊版裁判で、高麗書林側から(2度に亘って)提出された、この陳述によれば、高麗書林名義による出版物は、ほぼすべてが存在しないことになる(韓国)高麗書林名義になる。

これ以外の発行年度になっている高麗書林海賊版で、発行人が朴龍勲、あるいは朴龍勲の事務所住所が発行処となっているものについては朴龍勲本人が「誰が印刷、製本したかわからない」と言うものが何点もあり、それらの多数が東京・高麗書林により輸入と称して日本に持ち込まれ販売されている。

高麗書林海賊版で、すでに1985年の時点で踏十里洞483-39の住所で発行されている図書もある。高麗図書貿易は1997年10月廃業、踏十里高麗書林は2000年6月7日廃業、朴龍勲は1999年に引退しているが、2005年9月の時点でも東京・高麗書林は「韓国の版元(=普通に考えれば、韓国・高麗書林ということになるが)との特別提携」とうたって高麗書林海賊版を販売している。

2012年7月現在でも高麗書林海賊版裁判で朴光洙から、遅くとも1985年から存在したことになる踏十里高麗書林、および、廃業したことになっている2000年6月以降も存在していた韓国高麗書林については一切、釈明されていない。

2011年9月6日 文部科学省は韓国文化体育観光省との間で著作権分野での連携を強化する覚書を締結。

日本側は8月26日に高木義明前文部科学相が覚書に署名、9月6日にはソウルで覚書交換式が開かれ韓国側が署名した。

今後、毎年1回の「日韓著作権会議」やフォーラムを開き海賊版対策や両国の民間著作権団体も含めた官民の人材交流などを進める。日韓両国は、覚書締結後、著作権保護に関する国際的な協議の設置などに取り組む方針。

覚書に基づく協力機関は5年間で、終了を通告しなければ自動的に延長される。



2011年10月23日（この期におよんで）まだ泥棒、犯罪業者（高麗書林）のカレンダーを研究室に掲げているところがあると、朝鮮史研究会大会（於・立命館大学）で話題になる。

2011年11月13日 中国紙、新京報によると、中国国家版權局・柳斌傑局長は12日、版權問題に関する会議で、国内の映画や小説などの作品は「90パーセントがコピーや模倣だ」と述べ、違法コピーの横行によって文化産業の国際的な競争力が損なわれていると指摘。

同局長は国内の小説などの作品は独創性に欠け「周知の通り、あまり読まれていない」と嘆き、著作権侵害などの取り締まりを強化する考えを示した。

中国政府は、アニメや映画など「ソフトパワー」の向上を通じた国際的な影響力の強化を目指している。版權意識の低さが文化関連産業振興の妨げとなっており、知的財産権保護などに関する法整備を進める方針。

2012年2月22日 高麗書林『北韓解放直後極秘資料』地裁の判決について統一日報は「高麗書林『北韓解放直後極秘資料』は、夏の書房『北朝鮮の極秘文書』の海賊版と推認する」と出た旨、報じる。

<http://news.onekoreanews.net/detail.php?number=68037&thread=01r04>

2012年3月 韓国・高麗書林名義本の事情を知った研究者、図書館員らが今まで判明している高麗書林海賊版以外の高麗書林名義の本の奥付書誌情報を再確認し始め、研究論文などで韓国・高麗書林名義の図書は危ない、使えない、“お荷物”の認識になり、韓国・高麗書林名義の図書はすべて廃棄を検討し始める。著作権法第113条③虚偽書誌情報付加のため。

2012年5月 今まで判明している高麗書林海賊版以外の高麗書林名義の図書を所蔵していることになっている国立・私立大学図書館が、その一部複写も禁じ始める。

2012年5月31日 OCLCにレインボー通商宮川は、高麗書林(韓国図書センター)京城日報の削除、韓国学術情報の同CD問題を提起していたところ、「京城日報問題」は高麗書林による違法複製、海賊版販売の一例で、大きくは「高麗書林問題」と捉えられると、5月31日、WorldCat Quality Management Division “Policy Meeting”で議題になることに。

2012年6月11日 東大門区踏十里洞483-39サムヨンビルのオーナー(権利者)は、萩原 遼からの要請で同ビル管理人に、高麗書林が入室していたときの215号室の賃貸借契約書を出させる。

サムヨンビル最上階にある、同ビル管理人を何度訪れても、高麗書林が入室していたときの215号室の賃貸借契約書を見せないの、ビルオーナーの名前、住所を突き止め、オーナーの自宅を訪問。事情を話してオーナー命令で管理人に、当時の賃貸契約書を出させた。が、契約書に名前が出ていた朴龍勲以外の賃貸契約者の個人情報連絡が取れないようにホワイトテープを貼り、隠されていた。

韓国の外交分野の重鎮のある方は、Washington D.C.時代から旧知の萩原 遼との会食で「わが国の国威損傷する業者は処分したい」と。

2012年6月20日頃 裁判沙汰にまでなったWorldCat高麗書林海賊版がOCLC Legal Officeに廻される。A pool of copyright lawyers etc.とともにチェックされることになるだろうと。

2012年7月11日 (高麗書林図書で)奥付に虚偽書誌情報を付加することは著作権法第113条③1の判断になりますかと知的財産高等裁判所 裁判官・飯村敏明(著作権情報センター月例著作権研究会にて)に尋ねると、小首をかしげながら「日本に(そんな本は)ないのでは」と。ちなみに韓国の著作権法では日本の著作権法第113条③1にあたる条項が第124条3にあったが、2011年6月30日に削除されている。つまり韓国でも、そんなばかけたことをする出版社は、今どきないという判断であろう？！

近年、韓国では海賊版出版した出版社が足がつかないように原本そのままの発行社名で発行するようになってきているようだが。

#### 2012年9月10日 高麗書林虚偽提訴&海賊版『北韓解放直後極秘資料』裁判の知財高裁判決出る

判決は、『北韓解放直後極秘資料』は海賊版であり、高麗書林は情を知って(最初から海賊版と知って)輸入していたと。および、原本『北朝鮮の極秘文書 上・中・下』夏の書房 編集解説 萩原 遼のほうが東京地裁では2,750万円支払え、大阪日日新聞に謝罪広告を出せ、高裁でも500万円支払え、大阪日日新聞に謝罪広告出せ、「朴光洙、朴龍勲の韓国兄弟会社による海賊版を撲滅し、品位ある日韓文化交流のために」(『北朝鮮の極秘文書』第2版に収録した日本語、韓国語での韓国学術図書海賊版に対する啓蒙文)、「高麗書林海賊版撲滅会」の名刺・名称、『高麗書林海賊版ぼくめつニュース』などはすべて虚偽と反訴されていたが、すべて棄却され、改めて「裁判(濫訴)マニア、提訴マニア」と言われる高麗書林の虚偽提訴ぶりが脚光を浴びる。

#### 2012年9月20日 統一日報、9.10の判決を報じる。『北朝鮮の極秘文書』海賊版販売に賠償判決 知的財産高裁

<http://news.onekoreanews.net/detail.php?number=71541&thread=04>

#### 2012年9月 高麗書林は、いかに謝罪、清算して行くか

高麗書林海賊版問題は今や研究者、図書館員らの間で、かなり認知されてようになってきており、今後は、虚偽提訴常習犯の認知、および、裁判沙汰になった知的財産侵害で甚大な損害をかけている多数の著者、機関、出版社らに、いかに謝罪、謝罪広告を出し、賠償、精算していくかが焦点との被害に遭っている出版社、関係者らの認識になってくる。

#### 2012年10月23日 『韓日會談 日本外交文書』発行・先人の収録元が確認すれど不明

『韓日會談 日本外交文書』(全103巻+目録集)(国民大学校 日本学研究所、東北亜歴史財団編 発行:先人)に収録の資料は、どこのもを収録しているか何人かの研究者に確認してもはっきりした答えを得られないので、レインボー通商宮川は先人に連絡すると、ある社員は「日本からのもの」といい、代表・尹寛伯に再度、確認すると「自分もわからないし、李元徳氏もわからない」と言うので納得できず、李元徳(国民大学校 日本学研究所)に直接、確認すると「日本で個人的に提供してもらったりしたものを収録した。情報公開の会(『日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会』のことと思われる)とか、ありますよね」と。

#### 2013年頃 国立国会図書館より、レインボー通商が扱う『京城日報』韓国教会史文献研究院の署名(記名)記事の著作権処理を

するようにとの指導を受ける。

2013年9月5日 **高麗書林の最高裁への上告は棄却、受理されずの最高裁判決**出る。『高麗書林海賊版ぼくめつニュース』『高麗書林海賊版撲滅会』の名刺などはすべて虚偽」などの高麗書林の反訴は、すべて棄却される。

2013年10月25日 **NHKソウル支局は、韓国外交部が公式サイトで独島(日本名は竹島)の韓国領有を主張する動画にNHKドラマ『坂の上の雲』の一部を無断使用していたことに抗議。**

2013年11月30日 レインボー通商宮川は、現代韓国朝鮮学会大会の際、『韓日会談 日本外交文書』(全103巻・先人)の資料収集した李元徳(東京大)に再度、直接この資料はどこのもを収録しているかと確認すると、「韓国で発表されたものを収録しているので著作権は問題ない」と。先人の従業員が言うように(日本外務省との裁判で公開された?!)日本のものを収録してはなかったか。日本に所蔵されるもの、韓国に所蔵されるものの両方を見たことがある、ある研究者は(著作権が問題にされないよう)「帳尻を合わせてそう言っているのだろう」と。事実とは？ **出所をあやふやにし、明示ができず。**

(「日韓、それぞれが所持しているこの文書にはかなりの違いがある、別物」と両方を(全部は見切れないので部分的に見た研究者は言う。

1. 共通で所有するものとして作成されている、条文になったものが英語である。
2. 日本側にのみある文書(日本側議事録(日本語))、韓国側にのみある文書(韓国側議事録(韓国語))が、それぞれにある。

日本から韓国に「これこれこうしましょう」という提案を口頭だけではなく文書にして渡したもの、韓国からも日本に、「こうしましょう」という提案の文書がある。日本側のは韓国側のものより一般的に詳細に記録している。

日本側には墨塗りの部分があり、韓国には切り取りの部分があったりする。

韓国政府は7年前に、全部、公開しているといっているが、実際はそうではないよう。

ちなみに著作権を専門とする弁護士、著作権情報センター相談室、研究者から、その文書は一般に衆知させる文書ではないのでは。仮にHPに掲載されているとすると、情報開示請求の利用/使用目的外の利用になるかもしれない。さらにそれを印刷し商業ベースに乗せることは、管轄の省庁(外務省北東アジア課)から許可を取らなければならないのではな

この資料の場合、著作権者は日本政府(外務省)になるか。そうである場合には内容的にも、また今後日朝国交交渉のことを考慮すれば、一民間の出版社ほかに出版許可を出すことはまず100%ない。

韓国の著作権法第57条(日本の著作権法第79条)(韓国の著作権法は、だいたい日本の真似をしてできている)に、「出版権の設定」という項目がある。便宜上、「設定出版権」と呼んでいるが、先人に設定出版権はあるかと訊いても、上記の状態であれば答えられない。

2014年頃 「韓国では、まだ海賊版を作ることが横行している。新刊が6か月も経つと海賊版に仕立てられたりするが、それに気づかないほうが悪い」という韓国人がいる。

2014年7月30日 経済産業省と、集英社や講談社、スタジオジブリなど出版社、アニメ関連会社15社は、違法にコピーされた日本のアニメや漫画の海賊版を提供する韓国や中国、スペインなど海外の約300サイトに対し、約5カ月かけて集中的に削除要請を行なうと発表。

削除要請の対象は「ONE PIECE(ワンピース)」や「名探偵コナン」など580作品。それぞれ現地の言葉に翻訳されたり字幕が付いたりしているという。メールで海賊版を提供するサイトの運営者に削除を要請。適切な対応が取られない場合は法的手段も検討する。実効性を伴ったものにできるかが課題だ。

文化庁が昨年公表した推計では、中国の主要4都市だけでも日本のアニメや漫画の海賊版による著作権侵害は約5,600億円規模にのぼる。

2014年11月30日 日本、中国、韓国の文化政策を協議する日中韓文科相会合が横浜市で開かれ、著作権を侵害する海賊版対策のため関連法規を強化することなどを盛り込んだ共同声明を発表。

2015年1月1日 企業が作家や漫画家と契約し、作品を独占発行できる「出版権」が、電子書籍に1日から認められるようになった。出版権は紙の書籍には認められていたが、1日に施行された改正著作権法でスマートフォンや専用端末、パソコンなどで読む電子書籍にも拡大した。これまでは作品が無断掲載されても作家ら著作権者しか法的措置ができなかったが、今後は出版権を持つ企業が掲載指し止めや損害賠償の訴訟を起こすことができる。

#### 2015年6月 新大久保・職安通りの韓流グッズのほとんどは海賊版か

月刊『潮』7月号(潮出版社)で「韓流ドラマ」と日韓文化交流の可能性」執筆の松本誠一(東洋大学アジア文化研究所 所長)は、同稿の中で「一九九八年、当時の小渕首相と金大中大統領との間で「日韓共同宣言」が発表され、韓国では日本大衆文化

開放が一気に推し進められました。それ以前からも、韓国国内では日本の音楽や映画、漫画の「海賊版」が多数流通していました。」と述べている。

現在も新大久保・職安通りの韓流グッズのほとんどが海賊版とみられている。

#### 2015年12月14日 韓国で、表紙だけを替えた学術専門書の出版者を起訴

韓国北部の議政府地方検察庁は14日、表紙だけを替えた学術専門書を出版していたとして、韓国の大学教授や出版関係者ら184人を著作権法違反などの罪で起訴したと発表した。同地検は「教育界に数十年間横行していた、正常ではない慣行を初めて摘発した」と強調している。

同地検によると、国内110の大学で182人の大学教授を摘発。海外留学中の3人を除く179人を起訴した。出版に協力した4出版社の社員5人も起訴した。

出版された38冊は、いずれも中身は原書とそっくり。表紙のデザインや題名を替えた本が多く、共著者の名前だけを替えた本もあった。原著者には「共著者の名前変更による新たな出版機会や印税収入の確保」、新著者には「研究実績や学問的な権威の獲得」、出版社には「在庫処分や教材の販売機会の確保」という、三者三様の利益があったという。

同地検は起訴内容と被告らの名前を、所属する各大学に通報し、教育界の悪習慣の一掃を促す方針だ。

(朝日デジタル <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151214-00000035-asahi-int> ソウル＝牧野愛博)

## 2015年11～12月 『歴代韓国文法体系(Ⅱ)』発行・博而精が海賊版か否かの確認始める

『歴代韓国文法体系(Ⅱ)』全17巻(第2部第45～61冊)に31項目(86～117)収録、2015年、博而精(代表 朴賛(埜の土編なし))について、無断複製(がある)出版物、海賊版ではとの指摘が何人もから出たこともあり、博而精に確認し始め返答を得始める。

収録しているものすべてについて復刻許可を取得(著作権処理を)しているというなら、そのことが明確になるように収録している項目別、あるいは収録しているところ別に英文表記を要請する。

博而精は、すべてのところから復刻許可を取得していると回答し始めるものの、まず、第49,50,51冊96～104に収録のモスクワ・国営学用書籍出版部、露連教育省国立教育図書出版社については著者 김병하 の遺族を探したが連絡先がわからず、復刻許可が取れていないことが判明。複製本ではよくあることで、日本では著作権者を探したが探すことができなかったなどと記するので、そうすることをレインボー通商から要望する。

(以下、モスクワの出版社についてはナウカ・ジャパンから教示を受ける)ハンゲルのモスクワ・国営学用書籍出版部(社)、露連教育省国立教育図書出版社のいくつかは、ロシア語書誌情報で У ч п е д г и з 国立教育出版所と書かれていて、この出版社は1964年に他社と合併して П р о с в е щ е н и е 社となり、現在は民営化されている。

김병하 の出版契約内容は不明だが、当時、社会主義全体国家のもとでの出版であったので、著作権は 김병하 個人ではなく、国家管理下の出版社が持っていたのではないかと、現在の北朝鮮の教育図書出版社のような感じで。

第45冊86「高麗文典」については言語研究者から、Ross King が学術研究目的で入手したものであって、営利目的での復刻許可を取得したものではないとの指摘がでる。少なからぬ言語研究者は、高永根著『北韓および在外僑民の綴字法集成』亦楽、2000年にRoss King の書き込みがあるものが、そのまま無断出版されていたことを知っている。

Ross Kingからこの資料を受けたと博而精が説明する金敏洙は、過去にも東京外国語大学図書館との信義を守らなかったり、東洋文庫から譲り受けた資料のコピーを無断で自分の著書に載せたことがある。「韓国では研究者から資料のコピーをもらったものを(書き込みとかあっても消さずに)そのまま出版する”文化”がある」との話しが何人もから出てくる。

原本・遼寧人民出版社の複製収録については、第56冊111崔允甲著「朝鮮語文法」では 머리말 が欠けている、第57冊113徐永燮著「朝鮮語実用文法」では肝心の中国語で書かれた書誌情報ページがない、第58冊114車光一著「朝鮮語助詞対比文法」でも中国語の書誌ページがなく、こんな状態で著者、遼寧人民出版社は復刻許可を出したのか？ おかしいと思うようになり、

2016年1月14日、遼寧人民出版社に確認すると、「(博而精とは)版權貿易をしたことはない。遼寧人民出版社には現在、朝鮮文編集室はなく、1983年に独立して遼寧民族出版社に移っている。そちらでも確認して欲しい」とのことだったので遼寧・民族出版社に確認すると「復刻許可を取りにきているという事実はない」と。

第51冊102김병하「朝鮮語文法(下編,文章論,朝鮮七学年制学年用)にも元のロシア語書誌情報ページがない。

2016年1月15日、

遼寧・民族出版社の複製本、第60冊116 崔明植著「朝鮮語口頭語文法」も確認してみると、「(博而精が述べるような)(遼寧民族)出版社と契約問題を商議したことはなく、復刻許可を取りにきているという事実はない」と。

ちなみに、第60冊115『朝鮮語文法』東北三省《朝鮮語文法》編纂小組編、延辺人民出版社は、延辺人民出版社によると「著作権を持っているのは東北三省《朝鮮語語法》編纂小組編」とのこと。博而精は延辺人民出版社と業務提携していると述べるが、かといって延辺人民出版社は博而精に代わって、東北三省《朝鮮語文法》編集小組編の著作権処理はしておらず。

東北三省《朝鮮語文法》編纂小組とは、머리말を書いたのが東北三省朝鮮語文事業協議小組弁公室となっている。この『朝鮮語文法』は東北三省朝鮮語文事業関係部門の委託を受け、延辺大学語文学部の先生らが執筆。東北三省朝鮮語文実務会議で集団審議を経、また、審査校閲小組を構成して審査校閲した。執筆と審査校閲に参加したのは、延辺大学語文学部朝鮮語講座、中央民族学院語文学部朝鮮語講座、延辺言語研究所、延辺出版社の皆さん。なお、主要審閲者の序列1番目には崔允甲、序列2番に徐永燮と、この『歴Ⅱ』ある。

(2016年10月21日、遼寧民族出版社の朝鮮文編集担当・権春哲は、「(私は)東方三省《朝鮮語語法》編集小組の遼寧省代表」と述べる。(後日の話したが、関連する話なので、この位置に記入しておく。)



収録元からの著作権権利処理の英文表記に関しては博而精がレインボー通商に提示してきた表示文は、著作権情報センター(CRIC)著作権電話相談室からも虚偽表示と指摘され、その後、修正したものを提示してきたが、事実関係が間違いのためもあり使えず、現在にいたっている。

科研費でぜひ購入したいと考えていたある研究者は、日本学術振興会 健全な科学の発展のために - 誠実な科学者の心得 - <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> に適応してなく、『歴代Ⅱ』は「論文では使えない」と。

2016年1月15日, 18日 著作権者から、怒り、なさけなさ、あきれの電子書面が出される

原本著者の一人、徐永燮(中央民族大学)からの電子書面が遼寧・民族出版社を通じてレインボー通商に送られてきた。「出版、発行、印刷所、統一書号などの書誌情報ページがないことはあり得ない、自身の著作が過去にも無断複製された経緯など」が記述されていて、怒り、なさけなさ、あきれが感じられる。

2016年1月23日 第53冊106延辺大学函授部「現代朝鮮語」、第55冊108-110延辺大学函授部「現代朝鮮語(形態論1)(形態論2)」、延辺大学「現代朝鮮語(語音論)」について研究者から連絡があり、これらの謄写版をそのまま新たに入力し、延辺大学出版社からそれぞれ2013年、2015年に発行されている図書があることが判明する。

第53冊106「現代朝鮮語」は、金光洙・姜美花・黄慧英『現代朝鮮語文法論』延辺大学出版社、2013年12月、ISBN:978-7-5634-6090-8に再収録、

第55冊108「現代朝鮮語(形態論1)」・109「現代朝鮮語(形態論2)」・110「現代朝鮮語(語音論)」は、姜美花・金光洙・金明男『現代朝鮮語』延辺大学出版社、2015年3月、ISBN:978-7-5634-7495-0 に金祥元「序論」、「文章論」、「語彙論」を追加して収録されている。

ならば、博而精版は発行が2015年1月なので、同じ内容のものが同じ延辺大学から限定部数出版されており、それを複製出版契約し収録した方が研究者にとっては見やすく、使いやすいと思うが、なぜ、わざわざ写りの良くない、見えにくい部分が多く、箇所にあるものを収録しているかとの疑問が出てくる。第45冊86「高麗文典」では、逆に写りが良くなかったので活字入力し直したと説明しているにもかかわらず。

その他にも、たとえば同じ遼寧人民出版社のもので、片や、手書きの表題字を収録(徐永燮著『朝鮮語実用文法』)、片や、手書きの表題字があるにもかかわらず内表紙の活字文字を収録してみたり、머리말頁がなかったり(車光一著『朝鮮語助詞対比文法』、50冊100と101の間には関係のない(内)表紙、目次が13pにも渡って入り込んでいたり、次から次へ社撰な作りが判明してくる。

なお、同じ書名『歴代韓国文法体系』の塔出版社のものは、当時、韓国が国際的な著作権の団体に加入してなかったか、ので、海賊版とされていない。(韓国の著作権法は1987年7月1日に全部改正 1987年7月1日大統領令12194号 され、ベルヌ条約を受け入れたのは1995年)

2016年3月5日 中国・全国人民代表大会で李克強首相が知的財産権の取締り強化を発表。

2016年3月23日 延辺大学言語研究所・延辺語言研究所所長、金光洙教授にレインボー通商宮川は面談した際、同氏は「原本は1つしかなく、博而精にはコピーは渡してなく、復刻許可も出してない」と述べる。

2016年3月31日 **海賊版被害9300億円、正規売り上げの倍以上**

出版社や放送大手などで行く「コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」は31日、日本で制作された映画や音楽、漫画のコピーなどを海外で違法に販売する「海賊版」による被害が、2014年に総額約9300億円に上ったとする初の推計を公表した。(読売新聞) <http://news.yahoo.co.jp/pickup/6196293>

高麗書林海賊版被害額は、おそらく朝鮮史研究会が筆頭で、編著者個人では『北朝鮮の極秘文書』の萩原 遼がもっとも大きいとみられている。韓国・高麗図書貿易、日韓の高麗書林、韓国図書センターと、朴光洙兄弟家族による海賊版での日本の知的財産権総被害額は数十億円と算出できるか?!

2016年5月15日 『中国朝鮮語文』大阪大学言語文化学 Vol. 25は、博而精『歴代韓国文法体系』について、収録間違いを指摘。

2016年5月28日 高知市出身・木津川計が発刊していた『上方芸能』が、このほど終刊と高知新聞は報ず。

木津川は『北朝鮮の極秘文書 上・中・下』発行・夏の書房代表の発行人でもあり、同書の海賊版制作販売を高麗書林朴光洙に抗議、それに対する朴光洙の対応に土佐弁で「げにまっこと、にんげがへごうな」と怒り、あきれている。

2021年3月4日 **新駐日韓国大使に『日帝下 戦時体制期政策史料叢書』事件の解決を要請**

裁判沙汰にまでなった物件なので無断複製収録されている史資料を日本で収集したとされる姜昌一本人に新駐日韓国大使としても無断複製収録している元の所蔵元に清算していくことを要請。日韓関係改善のためにもこの事件を終結させることに我々は希望を持っていると。

原本の出版社、出版社、著者ついで高麗書林に復刻許可を出しているが確認を済ませています。

1. 著作権者である編著者と、出版社が交わしている出版契約内容までは確認していないが、連絡を取れる出版社には、高麗書林に復刻許可を出しているかどうか、すべて確認した。
2. 著作権者である(と思われる)編著者のほとんどが最高学府の教員らで、そうでなくても編著者の人たちは教養もあり良心を持っており、かつ、自分が本を出した出版社とは密接な関係にある。そのような人たちが、自分の本を出してくれた出版社に内緒で勝手に高麗書林、または韓国・高麗書林/高麗図書貿易に復刻許可を出すようなことはしない、考えられない。
3. 編著者が出版社に内緒で発行元となっている韓国側に復刻許可を出せば、ほとんどの原本がまだ日本で現役で販売されているにもかかわらず、同じ書名(類似の書名)、同じ版面の図書が韓国で作られ、値段の安い本が日本市場に流通するようになるが、そのようなことをするはずがない。
4. 高麗書林(または高麗図書貿易)名義の本の作られ方で、日韓の高麗書林(または高麗図書貿易)が復刻許可を取得していたことは、いくつかの高麗書林海賊版裁判で調査した限りでは皆無だった。
5. 高/高麗書林本には、上記に述べた復刻許可が必要な無断複製本のほかに、同書名で出版年月日が同じでも発行住所が違う、発行年度の時には東大門区踏十里にいなかったことになっているものが何冊もある。
6. 高麗書林は少なくとも1989年の時点で、無断複製してはならないことを認知していたといえる。複製不許の文字が奥付にあるのが、同年発行の『大正十一年 朝鮮治安状況 全二巻』など。
7. 高麗書林海賊版&虚偽提訴裁判で、高麗書林の提訴理由、「約20年前から海賊版制作販売を繰り返しているとの指摘は虚偽」「約40年間、海賊版を扱ったことはまったくない」などは、すべて棄却される。

わざわざ裁判をしてまでして判決を取らなくても現場である日韓の研究者のあいだでは、高麗書林が海賊版制作販売、および、海賊版取扱いの常習であることは業界の常識。高麗書林の海賊版一覧はJ-STAGE [https://www.jstage.jst.go.jp/article/rmsj/82/0/82\\_33/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/rmsj/82/0/82_33/_pdf/-char/ja) に。

海賊版は日常茶飯事と言われる、韓国学術海賊版図書のなかでは高麗書林海賊版は氷山の一角と言われているが、まずは裁判沙汰にまでなった高麗書林海賊版は大学図書館などで所蔵していたら、まずいという主旨から作成しています。

事実誤認、書誌情報など何かありましたら、ご指摘よろしくお願いたします。

制作 高麗書林海賊版撲滅会事務局 (レインボー通商宮川 淳) tel 0889-20-9990 info@rainbow-trading.co.jp  
789-1201 高知県高岡郡佐川町甲820-2